

平成29年度 当初予算事業の概要説明書 (兼評価説明書)

1. 事務事業の概要

□ 完了 ■ 評価対象 ■ 行計対象

事務事業名 (中事業)	17682 保育所障害児保育事業				
基本政策	01 とともに支え合い、笑顔輝くあたたかなまち				
政策	04 健やかな成長を支える子育て環境				
施策	01 子育て支援制度・サービスの充実				
実施形態	補助・負担金				
事業期間	単年度	昭和62年度～			
要求区分	継続	予算区分	政策		
事業の実施を市に義務づける国の法令					
有無	なし				
法令名					
条項					
予算科目	01-030204-010300				
部名	50 教育委員会	課名	10 幼保連携課		
課長名	鈴木 成幸	T E L	0795-22-3111	内線	563

2. 対象・目的・内容

事業概要	<p>障害児保育に係る補助事業 特別児童扶養手当の対象となる児童を受け入れた園に月額74,800円を補助することにより、保育士の加配による人件費の負担を軽減している。 このことにより、障害児の園への受入状況の改善を図っている。 月額74,800円では介助員・保育士等を雇用することは不可能であるが、1対1の加配を求めるものではなく、園でそれぞれの方法で配慮してもらうための費用に使われている。 障害児保育は給付費において考慮されていないが、地方交付税の算定対象になっている。</p>
事業の対象 (誰・何を)	市内私立保育園で特別児童扶養手当の支給対象障害児を受け入れ、対象児童に対し必要な保育士を配置している園
事業の目的 (どういう状態にするために)	障害児を持つ親が、障害児受け入れを行うため施設や保育士配置等の整備を行っている園に、安心して障害児を預けられるようにすることで、子育てと仕事の両立支援と障害児の発達のための支援ができる。
事業の内容 (どういう内容を行うのか)	同補助金が平成15年度からの交付税措置へ移行したことに伴い、地方交付税算定基準額を参考に障害児1人当たり月額74,800円を基準に各園に助成する。補助金の交付を受けた園は、障害児保育実施のために必要となる設備の整備や障害児保育のために必要な保育士の加配等に補助金を充当する。

3. 年度別事業費

(単位：千円)

	事業費	国庫支出金 県支出金 地方債 分担金負担金 使用料手数料 その他 一般財源						
		国庫支出金	県支出金	地方債	分担金負担金	使用料手数料	その他	一般財源
平成26年度決算額	21,842	0	0	0	0	0	0	21,842
平成27年度決算額	22,066	0	0	0	0	0	0	22,066
平成28年度決算額	14,586	0	0	0	0	0	0	14,586
平成29年度予算額	26,979	0	0	0	0	0	0	26,979

4. 総コストの概算

(単位：千円)

平成28年度のこの事業に従事している職員数		従事職員数	人件費(A)	平成28年度決算額(B)	総コスト (A) + (B)
一般職員	嘱託・臨時職員				
0.01	0.00	0.01	78	14,586	14,664
事業費の主な用途		補助金			

平成29年度 当初予算事業の概要説明書

(兼評価説明書)

5. 事業の実績・目標

活動 指標 ①	指標名	実施施設数				単位	園
	説明や数式	障害児受入れを実施する施設数					
	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
	目標値			8	8		
	実績値	8	8				
	経費(千円)	22,144	14,664				
単位当たりのコスト	2,768	1,833					
活動 指標 ②	指標名					単位	
	説明や数式						
	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
	目標値						
	実績値						
	経費(千円)						
単位当たりのコスト							
成果 指標 ①	指標名	障害児入所施設数				単位	園
	説明や数式	障害児入所施設数					
	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
	目標値			8	8		
	実績値	7	7				
	経費(千円)	22,144	14,664				
単位当たりのコスト	3,163.43	2,094.86					
成果 指標 ②	指標名	対象児童数				単位	人
	説明や数式	入所児童のうち対象児童数(特児認定)					
	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
	目標値			26	26		
	実績値	27	18				
	経費(千円)	22,144	14,664				
単位当たりのコスト	820.15	814.67					
実績・成果等の説明	障害児(特別児童扶養手当受給対象児童)の受入れは全園で行われているが、園によっては受入れがない年度もある。ここ数年は総数で24人~27人程度であったが、平成28年度は、対象児童の多い年齢層が一度に卒園したことで新規の児童が減少傾向になったことで大きく減り18人となった。保育士の雇用環境が厳しくなるとともに、障害児の加配要員の確保が困難となり、年々受入れが難しくなりつつある。費用については、1園当たり約200万円~300万円、1人当たり約80万円を要している。						

6. 評価

1 次 評 価	評価ポイント	事業の優先度(緊急性)	4	事業の必要性	4	実施主体の妥当性	4
		直接のサービスの相手方	2	受益者負担の適切さ	4	市民ニーズの把握	5
	事業の総合評価	拡充					
説明	給付費において、障害児保育は算定されていない。また、補助事業から交付税措置に変更され一般財源化されている。このことから、特別支援教育・保育を行っている施設に対し、加配職員等の人件費に対する支援を継続して実施し、障害児の受入れ環境を充実させていく必要がある。						
2 次 評 価	評価ポイント	事業の優先度(緊急性)	4	事業の必要性	4	実施主体の妥当性	4
		直接のサービスの相手方	2	受益者負担の適切さ	4	市民ニーズの把握	4
	事業の総合評価	拡充					
説明	障害児保育は、給付費において算定されていない。また、保育所の障害児を受け入れるための環境整備は必要不可欠である。障害児を持つ親が安心して預けられ、子育てと仕事の両立、障害児の発達のための支援をすることは、保育士不足問題や特別児童扶養手当の受給対象者が増加傾向にある現状において、今後、拡充することも視野に入れた支援が必要である。						